

広情個審第11号

令和7年5月22日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年5月17日付け広中市第25号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第102号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年5月17日付け広中市第25号の諮問事案（諮問第102号事案）

令和5年5月24日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年6月6日付け広島市指令中市第22号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する令和6年2月26日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定に関する処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

本件処分は、不当であるから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律1条の規定に該当しない。部分開示しないのは、違法である。さらに、他人の個人情報の請求でなく、自分の個人情報の開示を求めている。部分開示されなければ、自分の個人情報の修正等手続きもできない。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

窓口に来た人の住所、氏名、生年月日、電話番号及び使用目的は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、個人情報の保護に関する法律第78第1項第2号の規定に基づき不開示とする。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 法第78条第1項第2号の規定について

法第78条第1項は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定め、同項第2号は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 本件部分開示決定について

ア 当審査会が見分したところ、本件部分開示決定により不開示とされた戸籍関係証明書等の請求書（令和2年10月30日付けのもの2通）の部分には、窓口に来た人の住所、電話番号、氏名、生年月日、必要な人との関係及び証明書等の使用目的が記載されている。

イ これらの情報について、以下、不開示事由の該当性を検討する。

(7) 窓口に来た人の住所、電話番号、氏名、生年月日及び必要な人との関係は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当することから、法第78条第1項第2号に該当する。

(4) 本件戸籍関係証明書等の請求書の使用目的欄については、その記載からどのような者が請求を行ったかが分かることになり、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものに該当することから、法第78条第1項第2号に該当すると認められる。

(9) その他、法第78条第1項第2号ただし書に該当する事情はうかがわれない。

ウ また、請求人は、審査請求の理由において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条の規定に該当しない。」と述べているが、本件部分開示決定は、開示請求者以外の個人に関する情報であることを理由とするものであり、同法の規定に該当することを理由と

するものではない。

エ したがって、実施機関が行った本件部分開示決定は妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 5 . 1 7	広中市第 2 5 号の諮問を受理（諮問第 1 0 2 号で受理）
R 7 . 1 . 9 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 2 . 1 3 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 3 . 1 4 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 4 . 1 0 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 5 . 8 (第 5 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 斉	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士